

財政援助団体等監査の結果に関する措置状況

○補助金等交付団体、出資団体、公の施設の指定管理者

指摘事項	指摘内容	指摘事項に対する措置結果	部 課
公益財団法人 文京アカデミー (アカデミー文京外6施設)	<p>令和2年度に適用される本区の指定管理者制度運用ガイドライン(令和元年6月)では、区と指定管理者の責任分担について経年劣化による修繕については1件当たり30万円を超える場合、区の責任で行うとしている。区の契約においては、30万円を超える工事、修繕については検査員が検査するものとしており、専門知識、技能を有する検査員が履行を確認することにより、区の財産の適切な保全につながっている。</p> <p>しかしながら、区と団体が締結している基本協定書第8条では、指定管理者の発意の理由を除き1件当たり30万円を超える施設修繕について区の業務範囲としており、これによると指定管理者の発意であれば契約額を問わず区の検査員検査を行わずに施設修繕が可能となり、区の財産の適切な保全が脅かされる恐れがある。令和2年度においては、団体が行った30万円を超える修繕は4件(合計1,828,970円)あった。</p> <p>所管課は、指定管理者制度運用ガイドラインの趣旨及び財産の適切な保全の観点から、協議により指定管理者が行うことができる修繕の基準の策定や専門的知識、技能を有する者による検査の確保などについて指定管理者協定を締結するなど、公の施設の管理を適切に行われたい。</p>	<p>指定管理者は、自らの責任で基本協定や業務要求水準書で規定する施設の維持管理業務等を行っている。</p> <p>指定管理者による施設の保守点検は、事前の区への協議で第三者への委託が認められており、専門事業者が指定管理者から委託を受け、各種設備等の保守点検を行っている。</p> <p>設備更新後の検査の際も、日頃から管理・保守点検に関わる第三者委託事業者や専門知識、技能を有するスタッフ等も立会いの下で指定管理者が検査を実施している。</p> <p>このため、区の財産が脅かされる状況が発生することはないと考えているが、今後は検査結果の報告のあり方について、指定管理者と協議を検討していく。</p>	アカデミー 推進部アカ デミー推進 課